

恵那市指定融資利子補給金補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、株式会社日本政策金融公庫（以下「金融公庫」という。）からその事業に要する資金の借入れを行った事業者に対し、支払った利子への補助について、恵那市補助金交付規則（平成16年規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、「指定融資」とは、金融公庫のマル経融資、創業支援資金融資（新たに事業を起こすために必要な資金の融資をいい、既に事業を営んでいるものが他の事業を行うことを目的とした融資を除く。）又は生活衛生改善貸付融資をいう。ただし、債務の返済を目的とした融資及び太陽光発電事業に係る融資を除く。

2 この要綱において、「借受人」とは、前項の指定融資を借り受けた、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に定める小規模企業者又は個人のうち、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条に定める業種に属する事業を行うものをいう。

(交付対象者)

第3条 交付対象者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 指定融資の借受人であること。
- (2) 指定融資を開始した時点で、恵那市内で1年以上事業を営んでいるもの（創業支援資金融資にあっては、営もうとするもの）であること。
- (3) 恵那市民であること（交付対象者が法人の場合は、恵那市に事業所があること）。
- (4) 恵那市における市民税及び固定資産税に滞納がないこと。

(補助金額の算出)

第4条 補助金の交付対象は、償還開始から12か月間に限るものとし、補助金額は指定融資の支払利子額の10分の10以内（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする借受人は、融資が実行された日から起算して30日以内に、恵那市指定融資利子補給金融資実行報告書（様式第1号）

に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 支払う利子額を確認できる書類

(2) 指定融資利子補給金誓約書（様式第2号）

2 前項に定める報告をした借受人は、償還開始から12か月経過後30日以内に、恵那市指定融資利子補給金補助金交付申請書（様式第3号）及び恵那市指定融資利子補給金請求書（様式第4号）を次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 恵那市の市民税及び固定資産税納税証明書（滞納がないことの証明）

(2) 返済が確認できる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、申請者に対し、恵那市指定融資利子補給金補助金交付決定通知書（様式第5号）により補助金の交付決定を通知するものとする。

（補助金の支払い及び請求）

第7条 市長は、前条の規定により予算の範囲内で交付すべき補助金の額を確定したのち、当該交付決定金額を支払うものとする。

2 補助金は、補助金の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）の請求により支払うものとする。

（補助事業者の義務）

第8条 補助事業者は、補助事業等に係る帳簿その他の資料を常備し、市長が必要があると認めたときは、提示又はその内容を報告しなければならない。

2 補助事業者は、第3条に規定する交付対象者の要件を欠くこととなったとき、及び第5条第2項に規定する申請書の内容に変更が生じたときは、速やかに市長と融資の借り受けをしている金融公庫に報告しなければならない。

3 補助事業者は、補助事業等に係る帳簿、領収書その他の資料を補助事業等終了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

4 補助事業者は、市長又はその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じなければならない。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第3条に定める交付対象者の要件を欠いたとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容及び前条の規定に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、同日以降実行された融資に適用する。